1. 野洲市消費者安全確保地域協議会について

Q1:野洲市消費者安全確保地域協議会とは何ですか?

A1:野洲市消費者安全確保地域協議会(以下「協議会」といいます。)は、高齢者や障がい者を 始めとする消費者トラブルに遭いやすい特性を有する市民に対し、見守り等の取組を行うことで、 消費者トラブルを未然に防ぐことを目的とする会議です。

Q2:協議会の構成員はどのような人ですか?

A2:協議会の構成員は次のとおりです。

- ①野洲市役所関係各課
- ②社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
- ③守山警察署
- 4民牛委員児童委員
- ⑤介護サービス事業所
- ⑥障害福祉サービス事業所
- 7医療機関
- ⑧その他会長が必要と認める者

2. 見守りリストについて

Q3:見守りリストとは何ですか?

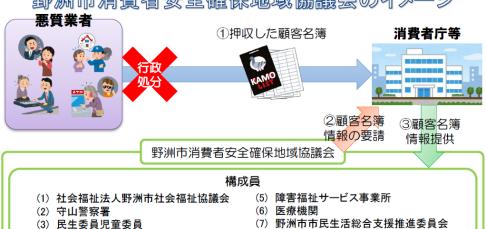
A3:見守りリストとは、消費者庁が事業者から押収した顧客名簿などをベースに、消費者トラブ ルに遭いやすい可能性のある市民の情報をまとめたものです。

Q4:見守りリストについて気をつけることはありますか?

A4:見守りリストの提供を受けた者は、法律上の守秘義務を負います。また、この守秘義務に違 反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金となる場合があります。見守りリストの 提供を受けた場合には、絶対に次のことはしないでください。

- ①見守りリストにAさんが載っているということを構成員以外の人(例えば、近所の人)に話す。
- ②見守りリストを構成員以外の人に見せる。
- ③見守りリストを紛失する。

野洲市消費者安全確保地域協議会のイメージ



- (4) 介護サービス事業所
- 要綱別表に掲げる者
 - (8) その他会長が必要と認めるもの

事務局:野洲市市民部消費生活センター

(秘密保持義務)

第8条 協議会の会長及び構成員並びに協議会の事務に従事する者は、法第11条の5の規定により、 協議会の事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3. 見守り等の活動について

Q5:見守りリストを使って訪問をしようと思いますが、自治会長と一緒に訪問することはできますか?

A5:見守りリストを使っての訪問を自治会長とすることはできます。もっとも、Q4の守秘義務について注意が必要です。

Q2のとおり、自治会長は協議会の構成員ではありません。したがって、自治会長に対して、訪問先の住民が見守りリストに記載されていることを伝えることはできません。そこで、自治会長など協議会の構成員以外の人に訪問の同行を求める場合には、「地域で気になる人がいるので一緒に訪問してもらえませんか?」などにとどめて依頼してください。

Q6:見守りリストの対象者の異変とは何ですか?

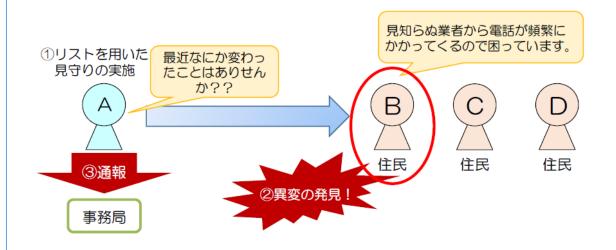
A6:対象者の異変の具体例については次のとおりです。

- 口訪問時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく呼び出しても応答がない。
- □郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 口見慣れない人が家に出入りするようになった。
- 口金融機関でまとまったお金を下ろそうとする。コンビニで高額な電子マネーを購入しようとする。
- 口老人会といった地域の集まりや行事にいつも参加しているのに、急に来なくなった。
- 口ゴミをうまく分別できなくなった、またゴミをため込むようになった。
- 口服装が不自然なまま外出している。
- 口家賃や自治会費等の支払ができず、生活に困っているようだ。
- 口その他、異変等が発生していると推測できる状況のとき。

これらは具体例ですので、これ以外に何か異変を察知した場合にもQ7に従い事務局(野洲市市 民部消費生活センター)へ通報してください。

Q7: 異変を察知した場合にはどのように対応すればよいですか。

A7: 異変を察知した場合には、事務局である野洲市市民部消費生活センターまで通報してください。 連絡先は、下に記載しています。



野洲市市民部消費生活センター (市民生活相談課) TEL 077-587-6063 FAX 077-586-3677 E-mal soudan@city.yasu.lg.jp